

## 豊橋市自転車活用推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 本市において、安全で快適な自転車利用環境の創出に向け、自転車施策を総合的かつ効果的に推進するための計画並びに走行環境の整備及び安全性の確保等の自転車活用施策について協議するため、豊橋市自転車活用推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 自転車施策を総合的かつ効果的に推進するための計画に関する事項
- (2) 自転車活用施策の推進に関する事項
- (3) その他委員会が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所長又はその指名する者
- (3) 愛知県東三河建設事務所長又はその指名する者
- (4) 愛知県豊橋警察署長又はその指名する者
- (5) 鉄軌道事業者及び一般旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (6) 市民又は利用者の代表
- (7) その他市長が必要と認めた者

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、委員会を総括する。

3 副委員長は、委員長が指名する者とし、委員長が不在のとき、又は委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第8条 委員会は、第2条各号に定める事項について、専門的な調査及び検討、その他委員会の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、都市計画部都市交通課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年 7月27日から施行する。